

金融分野の顧客情報共有を巡る最近の動き

二上季代司

今年に入り、金融分野の顧客情報共有の在り方を巡って、重要な動きがみられる。一つは、昨年六月に成立した改正金融商品販売法（金融サービス提供法）⁽¹⁾が、今年の一月にも施行されることである。この法律が施行されると、一つの登録で、銀行・証券・保険など複数の媒介（仲介）業務を行うことができるようになる。その結果、複数の異なる取引等の情報が仲介業者に集まる。パートナーとなる銀行、証券会社、保険会社との間で共同利用される顧客情報の範囲が広がる可能性がある。

もう一つは、同一金融グループ内の銀行と証券会社との間で法人顧客の非公開情報を共有する際の仕組みを簡素化する提案が出ていることである。一九九三年に金融制度改革法が施行されて子会社形式での銀行と証券会社の相互参入が始まったが、その際に「顧客情報の適切な管理」、「利益相反」や「銀行の優越的地位の濫用」による弊害の防止等の観点から証券会社と親（子）銀行との間に「ファイヤーウォール（FW、防火壁）」と呼ばれる規制が設けられた。この規制の多くはその後、次々に緩和（あるいは撤廃）⁽²⁾されたが、法人の非公開情報の共有に関して、銀行側から、より一層の緩和要請が寄せられている。

つまり、個人および法人の両面において情報の共同利用に関する状況変化が生まれている。そこで以下では、この二つの状況変化について、簡単に整理してみた。

(1)

1 金融サービス仲介業

現行法制下での仲介業は、銀行代理業、金融商品仲介業、保険募集人など「業態ごとの縦割り」であり、業態ごとに登録等の手続きが必要であるが、今秋施行の新しい「金融サービス仲介業」は一つの登録で銀行、証券、保険すべての分野でサービスを仲介することが可能となる。加えて条件（業務の適切かつ確実な遂行体制と財産的基礎）が整っていれば、電子決済等代行業務の登録が免除される。また、現行の仲介業と異なつて、特定の金融機関への所属は求められず、業務上のパートナーとして複数の金融機関と連携、協働する関係となる。⁽³⁾

こうして異種の複数金融機関と利用者との間に介在して種々の金融取引の媒介を行うことになれば、そこに多様な金融機関との取引情報が集まることになる。その場合に重要な意味を持つのが顧客情報の共有と共同利用の在り方である。

現在、個人情報の第三者提供や共同利用は、内部管理目的を除いて、顧客の同意を得る必要がある。また同意を得るにあたっては、提供され利用される情報の範囲、提供先・共有先の範囲、提供の方法、提供先の情報管理や利用目的などを顧客に明示、通知したうえでなければならぬ。

第三者提供や共同利用の目的は、事業者間のデータ授受を促進し情報を活用することによって新しいサービスを創出することに主眼があるはずで、データ提供者（顧客）の権利保護とのバランスを考慮すれば、むやみやたらに第三者提供や共同利用を行うことはできないだろう。

このため、現在でも銀行や証券会社では、顧客情報に関しては業務にかかわる情報であつて、提供先・利用先も連結対象会社などに限っている。その銀行や証券会社でも、持株会社に組織変更し、連結対象に加える異業種の企業の数が増えつつあり、したがつて共有する情報の範囲、共有先の範囲も広がる傾向にあるが、金融サービ

ス仲介業の場合は、膨大な数の利用顧客を擁して、すでにさまざまなサービス（通信事業や小売り業等）を展開している、いわゆる「プラットフォーム」が参入する可能性が考えられるから、そのインパクトは大きいと考られる。

2 金融サービス仲介業の課題

もつとも、その将来性についてはいくつかの課題があるように思われる。それは、パートナーとなるべき銀行、証券会社、保険会社との「システム接続」が容易に行えるかどうかである。顧客口座はパートナー先に置かれており、仲介業者のウェブサイトで顧客口座の預かり残高をリアルタイムで参照できることが必要である。また、受注すればパートナーに注文内容を伝え、注文執行できれば顧客口座はリアルタイムで更新されなければならない。

そのためには仲介業者のアプリケーションとパートナー先金融機関のアプリケーションが「API」⁽⁴⁾によって接続されている必要があるのだが、現状、コストや使い勝手のうえでAPI接続に課題が残っているようである。二〇一八年の改正銀行法は、電子決済等代行業者がAPIによって銀行の顧客口座にアクセスできるようにAPI契約を行う努力を義務づけた（第三者にシステムへの接続仕様を公開し顧客情報へのアクセスを「開放」という努力目標で、これを銀行界では「オープンAPI」と呼んでいる）。

しかし、APIの仕様が統一されていない。APIには「Open API Spec 3.0」（略称OAS3）という世界標準のデータ・フォーマットがあるのだが、わが国ではこれを採用しているところが少ない。特許が絡むことと、API開発がベンダー任せになっていることがネックになっている。

この結果、複数の銀行とシステム接続しようとするれば、異なる仕様のAPIを並行させて接続しなければならない恐れがある。これは、コストがかさみ、採算面でクリティカルな障害となる。以上は、銀行とのAPI接続の問題点だが、資金決済は証券、保険など他のサービスに必ず付随することから、これが乗り越えるべき重要な課題であることは否定できないだろう。

3 法人の非公開情報の共有

以上は、主として個人顧客の情報共有に関する状況変化であった。これとは別に、法人顧客の非公開情報の共有の在り方について新しい提案があった。それは「新たなOpt-out」の導入案である。

個人情報共有に関しては、先述のように、あらかじめ、個人顧客の同意を取り付けなければならない（これを「Opt-in」と呼ぶ）。これに対し法人顧客の非公開情報に関しては、情報の共有を望まない顧客から情報提供停止の申出がないかぎり、情報の相互提供を行うことが許されるという方式が採られている（これを「Opt-out」という）。ただし、共有するにあたっては、法人顧客に共有する旨を通知するとともに、①共有する情報の範囲、②共有するグループ会社の範囲、③共有の方法、④情報管理の方法・情報の利用目的、⑤共有を停止した場合の情報管理の方法を、書面または電磁的方法により通知しなければならない。

この現行「Opt-out」の手続きに対し、事務的負担軽減のメリットがなく「Opt-in」と何ら変わらないこと、むしろ顧客から同意書をとっているという点では「Opt-in」の方が法的安定性のうえで望ましいことなど、「Opt-out」の手続きに対して批判がメガバンク系証券、外資系証券会社からあった。實際上、法人顧客の情報共有でも同意書を取り付けているところがほとんどで、現行の「Opt-out」は使われていないようである⁽⁵⁾。

また海外には、日本のFWのような事前規制はないことから、外資系金融機関から香港などから日本に統括機能を移せない⁽⁶⁾（したがって国際金融機能強化の足かせになつてゐる）、日本のメガバンクなどからは、クロスボーダーのM&Aや証券引受では海外金融機関との競争上、不利である、銀行・証券の枠を超えた総合的な金融機能発揮を阻害しているとの不満が表明されてゐる⁽⁷⁾。

そこで、対象会社を上場会社、有価証券報告書提出会社、IPO予定会社に限定してだが、「Opt-out」の方針（情報共有の停止を求める際の方法等）を自社のウェブサイトに掲載するだけでよいといった「簡素化されたOpt-out」方式が提案されてゐる⁽⁸⁾。

他方、そもそもFW規制を導入した理由、とりわけ非公開情報の授受に関しては、「顧客情報の適切な管理」、「利益相反」や「銀行の優越的地位の濫用」等の弊害の防止が目的であつたのだから、FW規制を撤廃するならば、これに代わる代替措置が必要になつてくる。それが「チャイニーズウォール（CW）」である。そしてFW規制がないとされる海外では当然のこと、日本の証券会社でも社内やグループ内にCWを設けて顧客情報の管理や弊害防止等に努めてゐるのだった。

4 チャイニーズウォール（CW）

日本の証券会社、銀行でもすでにCWは導入されているのだが、いくつかの問題点が指摘されている。まず、お手本となつてゐる欧米のCWを簡単にみておこう。

CWは、社内（あるいはグループ内）の「プライベート部門」と「パブリック部門」の間に設けられた情報の遮断壁である。プライベート部門はM&Aや引受けなど、法人顧客の非公開情報を取り扱う投資銀行部門がその

中心となる。他方、パブリック部門は非公開情報を取り扱ってはいけない部門で、株式や債券の売買を行うマーケティング部門（商品部）や営業部門からなる。そして非公開情報に接した社員は、まずコンプライアンス部門に報告し、コンプライアンス部門が非公開状態が解けるまで情報管理を行う。

すぐわかるように、もともとCWは、インサイダー取引のような「利益相反行為」の防止のために設けられたのである。このためプライベート部門内でも、案件に無関係な者には非公開情報は伝えない。いいかえれば、情報は知る必要がある者に対してのみ与え、知る必要のない者には与えないという「Need to Know」原則が行為規範として貫かれる。

もともと、M&A業務はアドバイザーだけではなく、その後に買収資金の調達や案件完了までの市場リスク（金利変動、為替変動）をヘッジするためマーケティング部門や営業部門と協働するケースが起ってくるから、当該顧客の事業計画や財務状態等の非公開情報はパブリック部門の当該案件関係者とも共有せざるをえない（「Wall Crossing」、壁を超える）局面はくる。その場合にはコンプライアンス部門の審査と承認を得たうえでの情報共有、という手続きを踏むのである。

こうしたCWが態勢として整備されているか、実際に機能しているかどうかは、監督官庁がモニターする。違反には行政処分、時には刑事罰が課され、民事賠償責任を追及されることもある。それがCW態勢を整備させるための「エンフォースメント」となる。

日本の大手証券会社は投資銀行部門を擁しており、おおむねCWは上記のようなありかたになっている。では日本の銀行のCWはどうなっているのか。

5 日本のCWの問題点

銀行内部では、大半の部門がプライベート部門であり、パブリック部門としては登録金融機関業務（金融商品仲介業務）やCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）取引がある。つまり量的にはプライベート部門が圧倒的に大きく、その間にCWが設けられている。他方、銀行と証券子会社との間では、既述のように大幅に緩和されたとはいえFW規制が残っており、情報共有の場合には同意書を取り付けているという実情にある。

そこで、FW規制を撤廃するなら銀行、証券子会社という法人格を超えたグループ全体のCWを設置することが望ましいということになる。実際、主要欧米諸国では法人格を超えてビジネスライン（投資銀行部門・商業銀行部門とマーケティング部門・営業部門）で区切ってCWを設けているのである。⁽⁹⁾ もっとも、今回の提案は、簡素化されたOpport方式を、対象企業を限定したうえで適用するということであるから、そこまで必要ないのかもしれない。

しかし、第二に対象企業を上場会社、有価証券報告書提出会社、IPO予定会社に限定している点が問題となる。この限定は、銀行の優越的地位の濫用の恐れが比較的少ないという理由からのものであるが、なぜIPO予定会社が入っているのか。上場会社は、非上場会社に比べ容易に資金調達でき、銀行の優越的地位のプレッシャーに対して耐性があるという理屈は理解できるとしても、IPO予定会社をその中に入れる理由とはならないのではないか。

第三に、もともと欧米のCWは「利益相反防止」のためであって、「優越的地位の濫用防止」に主眼があるわけではない。ところが、FWはその逆に後者が主眼である。この点に関連して、銀行の政策投資のウェイトが低下し、無借金企業が増えるなど「優越的地位の濫用」の恐れは傾向的に低下している、という主張が銀行サイド

から行われている。

ただ、「優越的地位の濫用」の恐れは、銀行が優位な立場を振りかざして証券子会社を引受幹事に推薦するというよりも、企業サイドが、もしもの時（今回の「コロナ禍」の時のような小売業・運輸業・飲食業などにおける突発的な資金繰り悪化）を考えて、銀行の意向を付度し、銀行系証券子会社を引受幹事にするというケースのほうが多いのではないだろうか。これは「濫用」の弊害というより、引受競争が価格メカニズム以外の要素（「付度」）に左右される弊害というべきだが、いずれにせよ、今回の金融審の提案は、まだまだ慎重に検討する必要があるように思われる。

注

- (1) 金融商品販売法は、改正によって第三章「金融サービス仲介業」が加わり、「金融サービス提供法」と呼称されるようになった。
- (2) 二〇〇八年に銀行・証券間のF/W規制が大幅に見直され、以来、メガバンク等の金融グループの間では「銀証連携ビジネス」が証券戦略のスローガンとして主張されるようになった。
- (3) その反面、いくつかの制約・規制が加わる。例えば、①業務範囲の制限（高度な説明を要するサービス・商品は提供できない）、②参入規制（所属制ではないので賠償責力確保のため保証金の供託が義務付けられる）等である。
- (4) Application Programming Interfaceの略。異なったアプリケーション同士をつなぎ、データをやり取りするための仕組みをいう。
- (5) 日本証券業協会政策懇談会「現行のファイヤーウォール規制の下での会員の実務の現状等について」（二〇二〇年一

○月二十六日)

- (6) 国際銀行協会「銀証ファイヤーウォール規制について」(二〇二〇年一〇月二十六日)
- (7) 全国銀行協会「金融・資本市場の発展と顧客本位の金融機能の発揮に向けて」(二〇二〇年一〇月二十六日)
- (8) 金融審議会市場制度ワーキンググループ第二次報告「コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて」(二〇二一年六月一八日)
- (9) 日本の大手証券会社は持株会社の下で国内外に多くの連結対象会社を持っており、個々の会社ごとのほか、グループ全体をビジネスラインで区切り、その間にCWを設けている。

(にかみ きよし・主席研究員)